

第九回第七次會議錄

第十九回第七次會議錄

日時 宣統三年十月五日 上午十時至下午

場所 廣南北道議會議事堂

司會 列議長 金南東

出席議員 在籍六十名

缺席議員

金衡 呂光洙 李升基 宋道淵 金載中

朴南勳 李韓南 金國傑 嚴昌夏

公序公務員

由務 文林 匡業同長

地方課長 外 女課長

會談部

報告事項

列談長

이 회담은 我 院 之 少 少 整 理 不 到 只 吳 司 長 等 一 部 續 部 可 是 首 略  
司 長 等 外 已 是 言 之 之 教 材 之 同 所 官 官 合 并 各 種 取 計 可 是 外 及

文教社公同表

中在榮表誠實疑... 孝子烈女表勤表計集... 對外中...

觀在川道北川... 表勤表等... 對集... 對外中...

同外協誠... 昭... 表勤表... 對外中...

表外

初中高年學校教職員不足... 對社補充... 對外中...

中高等學校教師是員教... 中... 對外中...

不足教... 中... 對外中...

의之主는 他方學校의 一 補充委員의 一 臨時講師中比較  
의 學力이 優位인 以上은 那大 學之 部二 年 修了 以上은 若은 檢  
衡 試驗等은 準 教師 等이 採用 檢定 行 是 以 一

이 氏 學校 之 人 爲 員 充 爲 曰 且 以 上 中 徵 集 之 因 外 中 七 八 名  
의 缺 員 之 生 活 曰 以 上 一 以 上 對 於 日 之 急 可 補 充 是 可 以 告  
止 以 上 之 之 教 育 之 可 達 也 則 依 外 中 一 隊 任 可 至 身 體 檢 查 費  
他 者 因 外 中 一 他 月 任 隊 任 可 以 上 之 事 例 可 以 以 上 一 至 入 隊 者 之  
後 任 補 充 以 上 一 隊 任 約 一 他 月 經 過 後 可 補 充 其 外 之 以 上 一  
原 則 曰 且 可 以 以 上 之 以 上 一

保 證 年 以 上 一 部 學 校 可 以 以 上 之 約 五 十 名 檢 查 以 上 一 以 上 中

史 亦 對 則 檢 查 曰 檢 衡 檢 定 等 差 合 格 則 以 以 上 用 檢 定 是 以 以 上

人 之 而 年 學 校 亦 業 者 等 曰 以 上 若 檢 定 教 師 資 格 試 驗 之 果

施すべし 入校者に對しては 缺員に對しては 任用するに當り 對策  
を講ずるに當り

中等學校校長の業務の對策 關於此の點

過去に於ては 學校の校長以上の職員に對しては 方針を設けず  
りしに因り 校長の地位に當り 不便な點あり 許  
多の困難に因り 今後之を離すに當り 方針を  
設けしむ

職業教育の重要なる點に對しては 方針を設けしむ

道由人文系學校外來業系學校外比率是也  
人文系外二校 業系外二校 合計四校  
人文系外二校 業系外二校 合計四校  
亦是實見外三國業外韓國外業情  
日方業系教育也 業系外二校

總核之防事業推進狀況如所  
防事業業四校外之 那C 格難各指極業總司是也

業四校外二所業上自四校是也 總核相敏所  
業四校外二所業上自四校是也 總核相敏所  
業四校外二所業上自四校是也 總核相敏所

多報收多事司司各道立博領醫院の至去九月川中中結核  
痛棟を新設するに各治療中司以州人合の是且叶一方  
若の結構忠告是早部立司比司收司以三教之不可。以  
三司司以司以司以司以司以司以司以司以司以司以司以  
務部司以司以司以司以司以司以司以司以司以司以司以  
所是新設司以司以司以司以司以司以司以司以司以司以

許平誠實質疑也 漢北天澤改其合問題 如對以司以

漢北天澤建設委員會 現在未收編司以司以 現在司以  
徵收中司以司以 部司以成績司以不振也司以司以司以之誠

員女位司以協助司以司以司以 同委員司以之奉業司以司以司以



此至... 國難...

胎凡... 國難...

今者... 國難...

乎也... 國難...

叫... 國難...

引來

俞... 國難...

趙... 國難...

蘇... 國難...

加... 國難...

蘇... 國難...

蘇... 國難...

蘇... 國難...

得已... 納付... 對... 之中... 之... 援護...  
家者... 職業輔導... 高等技術... 授... 官...  
業... 遂行... 以... 本道... 支... 部... 之... 共... 明... 勇... 士... 沈... 明...  
院... 自... 勤... 事... 技... 術... 官... 校... 設... 置... 等... 身... 志... 大... 社... 援... 護... 事... 業...  
官... 運... 官... 部... 立... 以... 之... 業... 務... 上... 上... 部... 的... 付... 入... 者... 以... 濟...  
止... 之... 道... 有... 休... 等... 之... 業... 行... 部... 可... 國... 報... 刊... 以... 外...  
事... 務... 耗... 等... 部... 的... 計... 巨... 特... 援... 護... 事... 業... 可... 補... 充... 記... 事...  
以... 至... 多... 一... 如... 方... 方... 界... 及... 外...

援護事業

大... 官... 職... 業... 員...  
... 授... 護... 人... 之... 執... 司... 上... 理... 由... 以... 對... 此... 以... 以...

大... 事... 業... 官... 司... 引... 上... 社... 理... 由... 之... 以... 之... 初... 級... 指... 數... 以... 比... 司... 以... 以... 大... 社...

支山一學部外以是引不傳引上한것이다

特別會社至中五万国強要需古事莫有對北  
會社之性質上人員之自進物付部가多되어 있는것이  
其收外之完履을期部가短하  
雖此付託을하고 있는것은  
之取至多一因事一部以外

根據會社事務巡查維業川對部

事務巡查規定의 依部  
巡查를 乘後此外  
의 良好社便이 必호  
口 調在界之  
可 移及至 尙略部已

及會部以下以書函之樣必部以下

官更裁員留難

裁員留難後新政 新集 增采等之

裁員留難

詳表裁員留難如所宜

現道財政之增集

增集 部以下之困難 延困難

以下 裁員留難之 附進 部以下 裁員留難

保健康險所 延員留難

保健康險所 延員留難 人 保費之 延員留難 延員留難

裁員留難 延員留難 延員留難 延員留難 延員留難

位

困於人 匪原利用 組合我員担 並非叶以 謀計此 個人

邊管不 振。老 係健康 原所引 使各 處逐 對共 赴英

精所以 出。出。出。出。 扭方 運管 用 努力 部 及 外

（可 應 的）

（對 他 法 的 的）

~~翔 調~~ 意 旨

教育 採用 內 申 外 長 時 回 申 西 部

外 之 對 部 之 之

道 則 之 書 報 吐 完 滿 可 明 急 辦 令 部 立 以 之 美 措 可 以

外 中 央 察 察 會 司 以 以 以 之 中 央 外 駐 港 總 領 事 以 保 連 司

華 在 司 王 多 了 如 方 部 以 外 單

知 行 實 現 地

孫 啟 林 誠 員 醫 生 對 對 策 不 以 費 此 則 之

無資於者是用業許... 之矣... 以已... 業...  
尚... 業... 權... 試... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
若... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...

人... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...

業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...  
業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業... 業...

小

不得據探感負實疑 師親屬長...

報生口語即... 道身本...

是... 不可... 問題...

任...

一般... 附屬... 民... 學校... 教職員... 待遇...

... 以下...

一般... 教育... 的... 限制...

學校... 其... 不... 得... 已... 師親...

體的... 以及... 抑制... 師... 學... 文... 免... 自... 相... 輕... 減... 師... 為... 意... 亦...

... 國... 節... 節... 之... 條... 條... 上... 現... 辦... 務... 題... 之... 等... 等... 不... 足... 成... 名... 步...

國之司之也 附屬之民官校之義務教育制の是也  
其間之點多し 以て其子弟が 皆に之を關係し初等  
教育研究機關之支文教師並屬を以て其の關係を本道  
監督校外に於て 多少の 差違を認め其の上下 諸部  
其の司也

脈肉組合の義務教育者に 其之を被る者あり

此條北の二

脈肉組合は 一八八九年九月十日 字解明の記 高屋正業は

本系統の司也 單組合の司也 連立組合の司也 脈肉組合

本司也 括著者殺害の司也 之を信じて行止るを司也 其被

其司也 其在何處に於て 被る事あり 其有る所を司也



之調查局長之部則否 內定者詳細并調查川并報告是  
接部之即台適宜措置部及下

預備金核員留校

私立學校會計學查果檢對部也

私立學校會計學查之部則的之之之大學之應部中隨時  
適宜措置部及下 將來則在該部中及下

出資結果不正非未達事實可發見時

萬若出資結果川不正非達事實可及是時之責任者窮  
出資者應延措置部及下

校長、理事長の印章を携送し、以て時監督に指送し、  
事實の如何に及ぶに可上、問題の屬否に已生覺れ  
り

校長解任の申請を數ヶ月前に提出するに於て、  
理由如き

私立信長任、命、及、道、知、事、の、承、認、を、得、り、  
理事長の任、命、及、道、知、事、の、承、認、を、得、り、  
理事長の任、命、及、道、知、事、の、承、認、を、得、り、

調査員の心得

人事後調査員

調査員に對して注意點

人事後調査員は、調査員に對して注意點

教師の復讐は、家庭外一般社会の要求に對して

細部の指導に注意すべし。道徳義務の調査係は、新設の

教師、學生の月報を、調査員に提出せしむべし。

人事後調査員は、調査員に對して注意點

人事後調査員は、調査員に對して注意點

一層 作 業



複雜的或的以各年級字的多之五多校中入四校可  
不過可也

人學後職員與疑

成人教育

成人教育

強在均職員與疑 中等學校

如

學校分布狀況以高... 係小學文免學生之學校選

向題等 已... 難... 現下... 國難... 國難... 國難...

唐... 截...

旋... 國難... 國難... 國難...

... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難... 國難...

唐... 截...

先分社ニ存存ト云々  
知覚之休開  
分社之其是國難  
問  
題  
ト云

刻 渡 長

用分社勤政之十日書向教書云々  
其用分社之其是日  
其用分社之其是日

有球平藏翁

十日書向教書云々  
其用分社之其是日  
其用分社之其是日

人向高塔城

補元寶殿千  
萬이 있을 것  
이니  
나  
고  
대  
를  
보  
나  
하

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50



副政長

馮余類 則上 表決을 해야 된다 補之 所疑 疑 則 지그금 處자는  
馮余이 陷을 及 答은 則 表決이 否가 되면 陷 及 이니 勿 陷  
表決이 附 及 否 否

金在叔 馮余

우리의 集會 目的을 各 馮余 에게는 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷  
우리는 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을  
안다 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을  
道政 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을 勿 及 勿 陷을  
라지

副成表

表決宣言

崔永斗 可 副成 表決 附註 結果 在席

三十五名 可十五 否七 未決 附註 結果 表決

附註 結果 在席 三十五名 可十七 否五 亦是

副成 否決 附註 結果 崔永斗 表決 是 再

表決 附註 結果 在席 三十五名 可十八 否七

副成 可決 附註 結果 宋斗 表決 是 再

再表決 附註 結果 在席 三十五名 可二十二 否四

副成 可決 附註

十一時三十分散會 宣言

譚長  
副譚長  
譚員

幹事

鄭載元  
金君  
金甲  
蔡宣  
蔡

